

甲府市農業委員会 5 月定例総会議事録

1. 日 時 令和 7 年 5 月 2 9 日（木） 午後 2 時 0 0 分

2. 会 場 甲府市南公民館

3. 出席委員（17 名）

会長：柿嶋 敦、職務代理者：山村 忠弘、米山 夫佐子

【農業委員】

1 番 森澤 良直	2 番 落合 洋子	3 番 土屋三千雄	4 番 宮川 俊一
5 番 興水 辰次	6 番 芦沢 喜嗣	7 番 小松 芳彦	8 番 越石 和昭
10 番 關野 登	11 番 佐々木 茂隆	12 番 西名 武洋	13 番 渡邊 元二
15 番 長田 正実	16 番 菊島 建		

4. 欠員（1 名）

9 番

5. 欠席（1 名）

14 番 野澤 洋子

6. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事 務 局 長	白倉 修
農地係 係 長	中村 勝
係 長	窪田 光洋
振興係 係 長	長澤 和利
主 任	中澤 秀幸

7. 議 案

議案第 1 号	地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更について
議案第 2 号	農地法第 3 条による競・公売適格証明願について
議案第 3 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 4 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 5 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 6 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することについて
議案第 7 号	令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況の点検・評価結果について

報告案件

報告第1号	山梨県農業会議への諮問結果について
報告第2号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第3号	農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第4号	返納届について
報告第5号	農用地利用集積計画の解約について

午後2時00分 開会

○事務局（中村係長）

本日の総会は、委員定数19名中、欠員1名、17名のご出席をいただいておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、この会議が成立していることを、ご報告いたします。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則第5条の2の規定により、会長が議長を務め、議事を整理することとなっております。柿嶋会長よりお願いいたします。

○（柿嶋会長）

只今から、甲府市農業委員会5月定例総会を「農業委員会等に関する法律」並びに「甲府市農業委員会総会会議規則」の規定により、進行して参ります。

最初に、5月定例総会の議事録署名委員につきましては、議席の順番に、今回は、12番の西名武洋委員と13番の渡邊元二委員のお2人をお願いいたします。

なお、先ほど事務局との打ち合わせの際に、すべての案件において「事前の質問はない」との報告を受けております。

それでは、まず、第1号議案の「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更について」を審議しますが、「農業経営基盤強化促進法」の規定により、市町村は、地域計画の変更しようとするときは、あらかじめ、農業委員会の意見を聴かなければならない、となっております。したがって、甲府市農業委員会総会会議規則第9条の規定により、甲府市農政課より説明を求めます。

○農政課（佐野課長補佐）

はじめに、農業委員の皆様におかれましては、昨年度の地域計画策定の際に、ご協力いただきまして、大変ありがとうございました。おかげ様で、年度末に無事公表にいたしました。

今回の地域計画の変更につきましては、大規模の農地転用及び農振法除外を前提とする目標地図及び地域計画に位置付けられた農地を除くためであり、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、ご意見を求めるものであります。それでは、説明に入らせていただきます。

議案第1号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更」についての1ページから3ページと、A3横版の目標地図をご覧ください。地域名は、〇〇地域になります。場所は、目標地図に〇〇で〇〇にある〇筆で、〇〇の沿道から〇に〇〇m、〇〇から〇に〇〇mの位置にあります。

No.21 農業を担う者、〇〇、〇〇、〇〇㎡、No.25 農業を担う者、〇〇、〇〇、〇〇

m²、〇〇、〇〇、〇〇m²、合計〇〇m²を農業を担う者の経営面積から〇〇します。従いまして、1ページの1地域における農業の在り方の(1) 地域計画の区域の状況の表の上から区域内の農用地等面積、〇〇haを〇〇haに変更、①農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積、〇〇haを〇〇haに変更、②〇〇の面積、〇〇haを〇〇haに変更、③〇〇の面積、〇〇haを〇〇haに変更。以上が主な変更点になります。

なお、転用事業者は、〇〇で、〇〇、転用規模は約〇〇haです。詳細につきましては、来月の農地調査及び総会でご説明しますので、よろしくお願いいたします。説明は、以上になります。

○（柿嶋会長）

農政課からの説明が終わりました。議案第1号について、何かご意見・ご質問がありましたらお願いします。

《意見なし》

それでは、ここで農政課は退室をお願いします。

《農政課退室》

それでは、採決をいたします。議案第1号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更について」、同意される方は、挙手をお願いします。

《賛成多数》

賛成多数でありますので、「地域計画の変更」につきましては、同意することに決定しました。なお、事務局においては、その旨を甲府市長へ報告してください。

続きまして、議案第2号「農地法第3条による競・公売適格証明願いについて」審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（窪田係長）

議案書1ページ、3条 競・公売適格証明願をご覧ください。

先月もご説明いたしましたが、この「競・公売適格証明願」につきましては、農地の競売物件や、公売物件の入札に参加する方は、入札に先立ちまして、その方が、農地法の許可を受ける適格者であるという証明を、農業委員会から受ける必要があります。

今回の案件は、その競売地を農地のまま取得し、耕作したいという方の3条の資格審査について、委員の皆様にご審議していただくものでございます。

なお、入札後、その方が、競売落札者となった場合は、総会で許可を再度得ることを必要とせず、事務局長の専決で、許可書の交付ができるものであります。

議案書1ページの1番をご覧ください。競売地の所在・地目・面積・願出人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

地図の1ページのNo.1をご覧ください。申請地となっているところが、競売地であります。競売地の○面、○面は○○、○面は○○を挟んで○○、○面は○○となっております。願出人は、現在、○○で○○しておりますが、○○の○○、○○の栽培を希望しており、今回、○○の農地が競売されることになったことから、○○で○○しながら、競売地を取得したいとのことであります。なお、願出人は、競売地を取得した場合には、農業の従事日数などの、資格要件について満たすことを事前に確認しております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。「議案第2号」の案件につきまして、事前にご意見等はいただいておりますが特別、何かありましたらお願いいたします。

《 意見なし 》

それでは、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。

議案第2号「農地法第3条による競・公売適格証明願い」について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。全員の方の賛成をいただきましたので、「議案第2号」については、決定し、証明書の交付をして参ります。

続きまして、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」審議いたします。なお、審議に先立ち、議案書2ページ、議案第3号のうち、2番の案件につきましては、「○○委員」が関係する案件ですので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく、議事参与の制限により、当該事案の審議の際には、一時退室をお願いいたします。また、審議終了後は、再度ご着席をお願いいたします。それでは議案第3号のうち、2番を除いた案件について、事務局より説明してください。

○事務局（窪田係長）

農地法第3条につきましては、農地のままの権利移動であります。

今月は、贈与が1件、売買が3件の合計4件ございます。4件とも3条の資格要件を満たしております。議案書2番につきましては、農業委員が譲受人となっているため、まず、議案1番、3番、4番を説明し、ご審議いただいた後、2番についてご説明・ご審議させていただきます。

それでは議案書2ページの1番、地図は2ページの3条NO.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の○面は○○、○面は○○及び○○、○面は○○、○面は○○となっております。また、もう一つの申請地は、○面は○○、○面、○面、○面は○○となります。

譲渡人は、申請人の○○であり、譲受人は、○○にあたります。

譲受人は、〇〇市在住の〇〇才で、現在は、〇〇近くの農地約〇〇㎡で、〇〇の栽培を行っております。また、〇〇は〇〇に住んでいるため、申請地で耕作することが〇〇となったことから、〇〇により譲受け、農業経営を引き継ぎたいとのことであります。申請地では、〇〇の栽培を行う予定であります。

続きまして、議案書 3 番、地図 4 ページの 3 条 NO. 3 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の〇面は〇〇及び〇〇、〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇を挟んで〇〇となっております。

譲受人は、〇〇を〇〇しており、そこで〇〇する〇〇を栽培するため、今回、申請地を取得し、経営規模を拡大したいとのことであります。また、〇〇については、必要に応じて〇〇により〇〇することや〇〇の〇〇で〇〇年の農業を経験していることから、問題なく営農できると考えております。

続きまして、議案書 4 番、地図 5 ページの 3 条 NO. 4 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の〇面、〇面、〇面、〇面は〇〇となっております。

譲受人は、〇〇で、〇〇の近くに〇〇しており、以前から〇〇を考えており、今回申請地を取得し、〇〇、〇〇、〇〇を栽培する計画であります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。議案第 3 号についても、事前にご意見等はいただいておりますが、特別、何かありましたらお願いいたします。

《 意見なし 》

ご意見もないようですので、採決をいたします。議案第 3 号 農地法第 3 条による許可申請のうち、2 番を除いた案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。全員の方の賛成をいただきました。

それでは、2 番の案件について審議いたしますので、「〇〇委員」は退室をお願いします。

《 〇〇委員退室 》

それでは、2 番の案件について、事務局より説明して下さい。

○事務局（窪田係長）

議案書 2 番、地図 3 ページの 3 条 NO. 2 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の〇面、〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇を挟んで〇〇になります。

譲受人は、〇〇であり、譲受人と〇〇人で〇〇、〇〇、〇〇、〇〇を所有地〇〇㎡、借入地〇〇㎡、合計〇〇㎡で耕作しており、また、〇〇についても〇〇していることから問題なく営農できると考えております。

譲渡人は〇〇により、〇〇することが〇〇になってきたことから、今回、譲受人が申請地を所有し、経営規拡大をしたいとのことであります。申請地では、〇〇を栽培する予定であります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。本案件について、事前にご意見等はいただいておりますが、特別、何かありましたらお願いします。

《 意見なし 》

それでは、ご意見等ないようですので、採決をいたします。議案第 3 号のうち、2 番の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。全員の方の挙手をいただきましたので、議案第 3 号については、決定し、証明書の交付をして参ります。それでは、「〇〇委員」は入室してください。

《 〇〇委員入室 》

続きまして、議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（窪田係長）

農地法第 4 条につきましては、農地の所有者ご自身が、農地転用するものであります。今月は、1 件であります。

議案書 3 ページの 1 番、地図は 6 ページの 4 条 NO. 1 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、申請人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は〇〇及び〇〇であります。

本件は、〇〇により〇〇したもので、〇〇により、〇〇についてご審議いただきます。

申請地の〇面は〇〇、〇面は〇〇を挟んで〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇となっており、農地区分は第〇種農地と判断いたしました。

申請地の〇面にある申請人が〇〇する〇〇について〇〇したことにより〇〇が〇〇できる〇〇が不足したことから、申請地を〇〇と〇〇にしたいとのことであります。また、申請地は〇〇敷きし、〇〇は〇〇になります。

〇〇は、縦〇〇メートル、横〇〇メートルの〇〇と〇〇できるよう〇〇として利用するものであります。なお、〇〇の〇〇を〇〇するため、〇〇を〇〇し、〇〇が利用する際には、〇〇による〇〇を行うとのことであります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。議案第４号につきましても、事前にご意見等はないと思いますが、特別、何かありましたらお願いいたします。

《 意見なし 》

それでは、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。議案第４号「農地法第４条の規定による許可申請について」、賛成の方は挙手をお願いします。

《 賛成多数 》

ありがとうございました。賛成多数でありますので、この議案第４号については、1,000㎡以上の案件ですので、許可相当とし、山梨県農業会議に諮問して参ります。

続きまして、議案第５号「農地法第５条の規定による許可申請について」審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（窪田係長）

農地法第５条につきましては、農地の所有者以外の方が、農地転用するものであります。今月は、７件ございます。

議案書９ページの１番、地図は、７ページの５条NO.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、〇〇でございます。

申請地の北面は申請人所有地、〇面は〇〇が〇〇する〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇を挟んで〇〇となっており、農地区分は第〇種農地と判断いたしました。

譲受人は、申請地〇面が〇〇であり、今まで〇〇の土地に〇〇を整備しておりましたが、〇〇として〇〇されることから、申請地の〇〇を、〇〇しました。しかし、〇〇が〇〇することから、事業を継続するため、今回、申請地を取得し〇〇を整備し、〇〇の土地を含めて合計〇〇の〇〇として利用したいとのことであります。

また、〇〇する土地との〇〇には〇〇を設け、敷地は〇〇し、〇〇は〇〇する予定であります。

続きまして、議案書2番、地図は、8ページの5条NO.2をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、〇〇でございます。

申請地の〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇及び〇〇となっており、農地区分は第〇種農地と判断しました。

申請地〇〇は〇〇であるため、〇〇の〇〇が〇〇から、申請地を取得し〇〇として転用したいとのことであります。

なお、〇〇の〇〇からは〇〇しており、〇〇の〇〇はありません。

続きまして、議案書3番、地図は、9ページの5条NO.3をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、〇〇でございます。

申請地の〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇で、農地区分は第〇種農地と判断しました。

譲受け人は、〇〇しましたが、〇〇が〇〇したことから〇〇したため、〇〇に〇〇したとのことでございます。〇〇は、〇〇ですが、〇〇なことから、〇〇により転用をするものでございます。

なお、〇側の〇〇は〇〇であり、〇〇の転用について〇〇であります。

続きまして、議案書4番、地図は、10ページの5条NO.4をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、〇〇でございます。

申請地の〇面、〇面、〇面、〇面は〇〇で、農地区分は第〇種農地と判断しました。

譲受人は、〇〇などを行う〇〇であり、申請地は、〇〇なことから、申請地を取得し、〇〇として転用したいとのことであります。〇〇する〇〇は無く、周囲への影響はありません。

続きまして、議案書5番、地図は、11ページの5条NO.5をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、〇〇でございます。

申請地の〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇を挟んで〇〇で、農地区分は第〇種農地と判断しました。

譲受人は、〇〇で〇〇を経営しておりますが、今回、事業拡大に伴い〇〇が〇〇となったことから、申請地を取得し、〇〇に転用したいとのことです。

続きまして、議案書6番、地図は、12ページの5条NO.6をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、〇〇でございます。

申請地の〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇を挟んで〇〇で、農地区分は第〇種農地と判断しました。

譲受人は〇〇しておりますが、〇〇での〇〇に伴い〇〇が〇〇したことから、〇〇を〇〇するため、〇〇する申請地を取得し、〇〇に転用したいとのことです。

申請地は〇〇敷きで〇〇は〇〇になります。なお、〇〇からは〇〇を得ております。

続きまして、議案書7番、地図は、13ページの5条NO.7をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、〇〇でございます。

申請地の〇面、〇面は〇〇及び〇〇、〇面は〇〇を挟んで〇〇、〇面は〇〇で、農地区分は第〇種農地と判断しました。

申請地〇〇は〇〇であり、〇〇なことから、申請地を取得し〇〇として転用したいとのことであります。

なお、〇〇からは〇〇を得ております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。議案第５号につきましても、事前にご意見等いただいておりますが、特別、何かありましたらお願いいたします。

《 意見なし 》

それでは、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。議案第５号「農地法第５条の規定による許可申請について」、賛成の方は挙手をお願いします。

《 賛成多数 》

ありがとうございました。賛成多数でありますので、議案第５号については、決定いたします。なお、議案第５号のうち、1,000㎡以上の案件については、許可相当とし、山梨県農業会議に諮問して参ります。それ以外の案件については、許可書の交付をして参ります。

次に、報告第１号から第４号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（窪田係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。

議案書７ページは、先月の総会案件のうち、農地法第５条の申請について、山梨県農業会議へ諮問をした結果、許可相当との答申を受けました。

８ページから１２ページまでは、４月９日から５月８日までに受理しました、相続等の３条の届出や、市街化区域における農地法第５条の届出、また、返納届出について、掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知等につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

「報告第１号」から「第４号」につきましては、報告事項ですので、ご了承をお願い

いします。

次に、議案第 6 号の「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による 農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することについて」と、報告第 6 号「農用地利用集積計画の解約について」は、それぞれ関連がありますので、一括して審議いたします。それでは、事務局より説明して下さい。

○事務局（長澤係長）

振興係の長澤です。よろしくお願いします。それでは「議案第 6 号」の説明をいたします。

議案書 13 ページをご覧ください。まず、新規就農の集計表となりますが、農地中間管理機構において、6 月 25 日公告、7 月 1 日貸借開始となる案件でございます。今回は、〇〇及び〇〇地区から、合計〇筆の申請がありまして、合計面積は、〇〇㎡でございます。

中段の表、令和 7 年度の目標面積、118,100 ㎡に対し、設定面積は、先月の総会で承認をいただいた 6,174 ㎡で、達成率は 5 パーセントでございます。

次に、14 ページをご覧ください。こちらの集計表は、借受人は、これまでと変わらず、農地中間管理機構を介した案件となります。〇〇地区より〇筆の申請があり、合計面積が〇〇㎡でございます。

目標面積、271,300 ㎡に対し、設定面積は 895 ㎡で、達成率は 0.3%でございます。

続いて、15 ページから 16 ページが今回、農地中間管理機構へ要請する案件となりますが、15 ページの 1 番から 3 番までが新規就農、4 番が再設定の案件となります。

15 ページが、土地所有者から山梨県農業振興公社へ貸付の内容でありまして、16 ページが、山梨県農業振興公社から借受の方の内容となっております。貸付人、借受人の氏名・住所・借受期間等につきましては、議案書記載のとおりでございます。

それでは、新規就農者の案件をご説明申し上げます。

議案書 16 ページの 1 番をご覧ください。借受人は、〇〇にお住まいの〇〇歳で、新規就農者でございます。〇〇の農事組合法人で〇年間、栽培技術を身につけました。今後は〇〇となる予定です。当該農地では、〇〇を栽培し、〇〇及び〇〇へ出荷する予定です。また農業機械等につきましては、〇〇するとのことであります。また、年間〇〇日、農業に従事する予定とのことであります。

続きまして、16 ページの 2 番と 3 番をご覧ください。

借受人は、〇〇にお住まいの〇〇で、新規就農者であります。〇〇の〇〇で〇年間、また、〇〇の畑でも研修等を行い、栽培技術を身につけました。また借受人は、〇〇するために、〇〇するなど、〇〇であり、今回就農する畑も、〇〇し、貸借に至ったとのことであります。当該農地では、〇〇を栽培し、〇〇をする予定でございます。農業用機械等につきましては、〇〇より〇〇するとのことであり、また、年間約〇〇日、農業に従事する予定とのことであります。

貸主さんは、〇〇なことから、〇〇したところで、〇〇するように、〇〇より、〇〇であります。

以上のことから、この 2 案件につきましては、「農地中間管理事業の推進に関

する法律」第 18 条第 5 項による要件を満たしております。

引き続き、農地銀行による農用地利用集積計画の解約の届けが提出されましたのでご報告申し上げます。議案書の 23 ページから 25 ページをご覧ください。

今月は、5 件の解約届が提出されました。貸付人、借受人の氏名・住所・解約の内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局から説明が終わりました。それでは、新規就農者の案件について、〇〇地区の芦沢委員から補足説明をお願いします。

○（芦沢委員）

借受人は、現在、〇〇で就農しながら農業の腕を磨いています。〇〇を目途に〇〇であり、農作物は〇〇を栽培する計画であります。借受人は、〇〇で、〇〇なので、先ほど事務局から説明があったとおり、〇〇ですのでよろしくお願いします。

○（柿嶋会長）

ありがとうございました。事務局並びに、地元委員より説明が終わりました。

こちらも事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別、何かありましたらお願いいたします。

《 意見なし 》

それでは、採決をいたします。議案第 6 号「農地中間管理機構へ要請すること」に同意される方は、挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。全員の同意をいただきましたので、議案第 6 号につきましては、農地中間管理機構へ要請して参ります。

なお、「報告第 6 号」につきましては、報告事項でありますので、ご了承をお願いいたします。

次に、議案第 7 号の「令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況の点検・評価結果について」審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（長澤係長）

それでは、議案第 7 号についてご説明申し上げます。

この農地利用の最適化活動の推進等の点検・評価については、農林水産省の通知に基づき「農業委員会は、毎年度、翌年度 5 月末までに、総会において、農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、点

検・評価し、これらの点検・評価 結果を取りまとめ、インターネット等で公表しなければならない」とされております。また、「農業委員会は、この点検・評価結果等を取りまとめた上で、市・県並びに山梨県農業会議会長に報告する」、とされております。

以上のことを踏まえ、議案書 17 ページから 22 ページが公表の内容となります。

まず、17 ページでございますが、この公表は、令和 6 年 4 月 1 日現在における状況となりますが、17 ページにある表につきましては、主に委員定数と直近 2020 年の農林業センサスを基に作成しております。なお、一番下の表の「耕地面積」であります、田・畑の 合計が 1,170 ヘクタールと合計があっていませんが、こちらは農林水産省が公表した作付面積となります。

次に 18 ページをご覧ください。「Ⅱ最適化活動の実施状況」であります、1 番、最適化活動の成果目標、(1) 農地の集積でございますが、17 ページにある耕地面積 1,170 ヘクタールに対し、集積面積 425 ヘクタールで、集積率は 36.4 パーセントであります。

次にその下の表、②目標であります、こちらは、令和 5 年 4 月に施行された農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、山梨県において「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」が令和 5 年 4 月に改訂され、これまでの集積率の目標は、44 パーセントでありましたが、令和 14 年度までに集積率を 66 パーセントへと引き上げがされました。その改定を受け、甲府市においても「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」についても、令和 5 年 9 月に改訂し、山梨県と 同様に、目標年度を令和 14 年度、集積率も同様に 66 パーセントに引き上げがされました。

その下の③実績になりますが、新規の集積面積がマイナス表記、また集積率も現状の集積率より下がってしまう数字となっております。要因といたしましては、認定農業者については、1 経営体の増加となっておりますが、それに次ぐ、基本構想水準到達者が、4 経営体減少し、営農面積も大きかったことから、マイナスの表記となります。したがって、これまでの集積面積から、マイナスとなり、今年度末の集積面積は、411 ヘクタール余りで、集積率も 35.2 パーセントとなり、目標に対する達成状況は 88.6 パーセントという結果でございます。

次に (2) の遊休農地につきましては、16.48 ヘクタールでありまして、19 ページの、④その他であります、農地利用状況調査時における、1 号遊休農地は 11.7 ヘクタールでありました。

19 ページ (3) 新規参入の促進であります、令和 3 年度～令和 5 年度までの新規就農者の状況でございます。

20 ページ以降については、それぞれ、委員さんの活動実績を標記したものでございます。

以上、誠に雑駁な説明となりますが、説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○ (柿嶋会長)

事務局から説明が終わりました。こちらでも事前にご質問の報告は、受けておりませ

んが、特別、何かありましたらお願いいたします。

《 意見なし 》

それでは、採決をいたします。議案第7号 「農地利用の最適化の推進状況の点検・評価結果について」 承認される方は、挙手をお願いします。

《 賛成多数 》

ありがとうございます。賛成多数でありますので、議案第7号については、関係機関に報告するとともに、公表してまいります。

以上で、予定している案件は、全て終了しましたが、委員の皆さんより何かありましたらお願いします。

《 意見・質問なし 》

無いようですので、以上をもちまして、5月定例総会を終了いたします。
ご協力ありがとうございました。

午後2時50分 閉会